

佐賀県公安委員会告示第一号

警備員等の検定等に関する規則第二条の表第六号に規定する公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務（平成十八年佐賀県公安委員会告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年六月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県公安委員会

委員長 諸 隈 博 子

表の一般国道三四号の項の次に次のように加え、同表の一般国道五〇〇号の項を削る。

一般国道三五号	〃
---------	---

表に次のように加える。

県道佐賀外環状線	〃
----------	---